

別表第3(第10条第2項, 第3項関係)

病原体等の分類

(1) 病原体等のBSL分類

分類基準				
別表第1に定める基準により, 病原体等のBSL分類を, 以下のとおり分類する。 注: ①特定病原体等は, 一種病原体等(一種)から四種病原体等(四種)と示す。 ②ヒトへの病原性がないか低いものを※で示す。 ③媒介節足動物を用いる実験の場合は別途個別に考慮する。 ④ここに記載されていない病原体等については, 十分なリスク評価を得るまで個別に考慮するものとする。				
BSL	病原体等			
	ウイルス及びプリオン	細菌	真菌	寄生虫・原虫
BSL1				
BSL2		分		

病原体等				
BSL	ウイルス及びプリオン	細菌	真菌	寄生虫・原虫

BSL	病原体等			
	ウイルス及びプリオン	細菌	真菌	寄生虫・原虫
BSL2		処		

病原体等				
BSL	ウイルス及びプリオン	細菌	真菌	寄生虫・原虫
BSL2				
		処		

BSL	病原体等			
	ウイルス及びプリオン	細菌	真菌	寄生虫・原虫
BSL2		了		

BSL	病原体等			
	ウイルス及びプリオン	細菌	真菌	寄生虫・原虫
BSL2				
BSL3		処		

病原体等				
BSL	ウイルス及びプリオン	細菌	真菌	寄生虫・原虫
BSL4				
備考	分	分	分	分
	二			